

第32回改革推進会議

日 時 平成31年3月20日（水）

14：00～16：00

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

○財政課長 失礼します。定刻となりましたので、ただいまより第32回改革推進会議を開催いたします。

冒頭お断り申し上げますが、本日は、山本委員長、大谷委員、吉川委員、瀬島委員、田中委員、溝口委員が御欠席となっております。

委員長欠席の場合、本会議設置要項第4条第3項の規定により、委員長の指名する委員が職務を代理することとなっています。山本委員長からは、委員長代理を上定委員へお願いしたいと伺っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○財政課長 ありがとうございます。それでは、委員長代理には、上定委員に御就任いただくこととしたいと思います。上定委員、席を御移動ください。

それでは、ここからは上定委員に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長代理 委員長の御指名でありまして、委員の皆様から御了解いただきましたので、今回、委員長代理を務めさせていただきます上定でございます。よろしく願いいたします。では、座らせていただきます。

本日、委員の皆様には、御多忙のところ、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本改革推進会議では、県による財政健全化の取り組みについて実施状況をフォローアップするとともに、県の財政運営のあり方について意見を述べるなどの役割を果たすこととしています。

本日の会議では、先日、県議会において可決されました平成31年度当初予算につきまして、事務局から説明を受けた上で、意見交換をさせていただきたいと思います。また、日ごろ委員の皆様が県の行財政運営につきまして感じておられる事柄などにつきましても、幅広く意見交換をさせていただきたいと思っております。

皆様から忌憚のない御意見をいただきまして、改革推進会議としての役割を果たしてま

いりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、知事にお越しいただいておりますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。

知事、お願いいたします。

○知事 本日は、皆様方には、お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、日ごろ県の財政運営等に関し貴重な御意見をいただき、心より感謝を申し上げます。

本日は、平成31年度当初予算について御説明させていただきます。4月から始まる来年度は、県が平成27年度に策定いたしました総合戦略の最終年度でありまして、地方創生、人口減少対策を進める上で重要な年であります。そのため、来年度予算におきましては、次に申し上げます4つの対策を切れ目なく実施することとしております。その1つは、産業振興、雇用対策であります。2つ目は、結婚・出産・子育て支援であります。3つには、UIターンの促進、地域を担う人づくり。4つ目には、中山間地域、離島対策を切れ目なく実施するための予算を、平成30年度と同程度確保いたしました。

また、国の国土強靱化対策が行われておりまして、そのために予算を増額されて、各県ともこの対策に取り組む動きとなっております。これを踏まえ、県としましても安全安心な県土づくりを推進するため、公共事業費を増額しております。そして、医療・福祉・教育など生活等を支える公共サービスの充実にも配慮して予算を編成させていただいております。

予算全体としましては、平成29年10月に策定いたしました財政運営指針に基づき、事務事業の見直しの徹底、行政の効率化・合理化の徹底、国の交付金など財源の確保に努めまして、県民生活や経済活動に支障が出ないように、必要な予算を確保しております。

本日は、皆様方から予算を始め、県政全体について忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、私からの御挨拶にかえさせていただきます。

○委員長代理 ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。

平成31年度当初予算につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局説明〕

○委員長代理 ありがとうございます。平成31年度当初予算につきまして、新たな施策にも触れながら説明をいただきました。

それでは、これから委員の皆様からの御意見をいただきたいと思いますが、事前に3名の方からコメントを頂戴しておりますので、そちらからお願いできればと思います。

まずは、委員、よろしく申し上げます。

○委員 失礼をいたします。31年度の当初予算のことにつきましては、先ほども御説明をいただいたところでございますけれども、いろいろな環境下で御努力をされているということに関しまして敬意を表するところでございます。

特に、農業における予算につきましては増額ということになってございまして、県におかれましては、農業産出額の増加を図るため、中核的な経営体の確保や園芸産地の拠点づくりに向けた対策の強化をするということをされているところでございます。この点におきまして、JAグループにおきましても、現在、自己改革という取り組みを進めているところでございまして、その中で農業者の所得の増大、生産振興の拡大という2つの目標で、今回の予算にも一致するところであります。

しかし、農業における課題ということに対しましては、予算のついていることもありますがけれども、担い手の高齢化であったり、労働力の確保対策であったり、省力化に向けたスマート農業ということがあるのではないかと考えておまして、今後の御支援のほどをよろしくお願いをしたいと考えております。

そうした中、業界紙でもあります日本農業新聞というものがございます。この2月10日の農業新聞の第1面に、地域気候変動適応センターという設置が各地において進められている記事を拝見したところでございます。これは農業にとっては、農作物における品質の低下や洪水など、将来予測される被害の軽減または気象データの情報や分析が必要であるというところで、特に地域に密着した気象データの提供をしてもらうということになりますと、特に第1次産業にとっては非常にありがたいことでもありますし、今現在、進めておりますスマート農業、IoTであったり、ICTであったりしますけれども、そのようなことにおいてもスマート農業の一つではないかなと考えているところでございます。つきましては、島根県における検討の状況、今後の進め方について説明をお願いしたいと思います。ぜひともこの点については、島根におかれましてもこの取り組みを実効のあるものに移していただけないかということで発言させていただくことでもありますし、これは農業だけではなく、いろんな産業分野では活用できることではないかなと思っております。

ころでございますので、どうかよろしく申し上げます。

○委員長代理 それでは、環境生活部、回答をお願いします。

○環境生活部 ありがとうございます。委員の各御提案について、御説明をいたします。

まず、御紹介いただきました地域気候変動適応センターについては、昨年6月に気候変動適応法というものが公布されました。昨年12月1日に制定をされたところでございますが、この背景には、御案内のとおり、近年、気温の上昇、大雨頻度の増加あるいは農作物の品質低下、動植物の分布の変化あるいは熱中症リスクの増加など、気候変動影響が全国各地であらわれており、今後さらに長期化すると、拡大するというおそれがあるということがございます。これまで気候変動への適応に対する法律がございませんでしたけれども、今回初めて法的に位置づけられたところです。

法におきましては、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集あるいは整理・分析及びその提供、また技術的助言を行う拠点、委員から御紹介をいただきましたけれども、地域気候変動適応センターの機能を担う体制を確保するように努めるということとされております。

そのセンターにつきまして、具体的な運営体制や活動内容は、地方公共団体のニーズあるいはセンターの能力など、地域の実情に応じて柔軟に判断・整備するよう都道府県に委ねられているというところです。また、センターの広報としては、各都道府県に既にあります研究機関や大学等の既存の研究機関などが例示として挙げられておりますが、この適応につきましては、さまざまな分野にまたがるということから、既存の研究機関では一つでそれをカバーできる機関がないということで、他県におきましても法の制定後、センターを設置するかどうかも含めて検討を始めているところです。ちなみに、現時点で3県このセンターを設置しているというところです。

委員から御提案いただきました農作物における品質低下や洪水など、将来予想される被害の軽減等、気象データの情報や分析が非常に重要であると考えております。これまで法律が昨年6月に公布されてから、県内関係部局で情報共有を始めたところです。農家の皆様への情報提供あるいは県民の皆様の安全安心、こういった視点で新年度から検討を始めてまいりたいと思います。先ほど御提案ありましたように、実効のあるものにしていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○委員長代理 ありがとうございます。大変恐縮ながら、限られた時間で質疑をしていく

ことになりますので、できましたら県からの回答は、要点を絞ってコンパクトにお願いできればと思います。

委員、よろしいですか。

○委員 はい、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長代理 では、委員、お願ひします。

○委員 予算に直接関係があるかどうかはわかりませんが、県版の教職員の働き方改革プランについてちょっとお伺いをしたいと思います。

中教審が、公立学校教職員時間外勤務の上限規制を、月45時間、年360時間を定めてガイドラインで示されました。これらの数値は改正労働基準法と同じ数値ということでございまして、そういう向きでは非常にこの働き方改革が注目されている時点ではいいのではないかなと感じています。

このたび県教委もガイドラインと島根県の教育現場の状況を考慮しながら、県版の働き方改革プランを定められたというふうに思っておりますけれども、島根県独自の特徴や個別課題があったのであれば、プランにどう反映されたのか教えていただきたいと思います。

昨年からの県議会等の論議を聞いていたら、この上限規制というのはなじまないというように県のお話であったようにちょっと記憶をしております、そこの辺がどう反映されてこういうことの傾向になってきたのかということをお教えいただきたいということ、それからプラン達成への取り組みの中に学校業務改善条例集等の発行とあるんですけれども、これは事例としてどのようなものがあるのかということをお存じであれば教えていただきたい。

それから、3カ年段階を追って、そこの重点期間における目標達成、それぞれ段階を追って求めていくということになっておりますけれども、その実効性についてもお伺いしたいと思っております。非常に子どものために強い使命感を持って働いていらっしゃる教職員さん、いろんな仕事、業務はお持ちでありますけれども、子どもに向き合う時間を確保するということが大事でありますので、いろんな業務を整理していかねばならないとも思っております。働き方の見直しの機運をぜひ高めていただいて、保護者の理解も必要だろうと思っておりますので、ぜひ目標達成いただけるように精力的に取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○委員長代理 ありがとうございます。

教育委員会から回答をお願いします。

○教育委員会 まず、島根県独自の特徴や個別課題ということですが、島根県では地域や家庭との連携というのを重視しておりますので、こういった地域、保護者の理解、協力のもとでの推進という項目を設けて推進していくというふうに考えているところです。連携活動さまざまありますけれども、例えば、校外の見回り活動のようなものについては、しっかり丁寧に説明等をして進めていくことが大切だということをお願いするところです。

それから、事例集に取り上げたものとしては、平成30年度重点モデル校の実践を中心として、大きく13項目、細かく49の事例を集めております。行事や会議のスリム化とか、定時退勤日の実施とか、留守番電話設置などもありますけれども、部活動指導などについては、朝練習の廃止ですとか、あるいはオフシーズンで合同練習の実施というのも提案しております。

それから、教師の業務負担の平準化というところで、ベテランと若手でチームを編成して取り組むというようなことを取り組んでやっております。また、学校現場で取り組む働き方推進に、年間スケジュールというものも示しまして、校内推進委員会を設置するといった現場の進め方についての例示なども行っています。

目標達成の実効性というところですが、3年間の目標、重点期間につきましては、年次を決めて1年ごとというスケジュールをつくっているところです。また、それらの具体策は、先ほど予算にもありました業務アシスタント、あるいは小・中学校にスクールサポートスタッフの配置というものがあります。それから、小学校の英語専攻教員の配置によるような負担の軽減、それから部活動については、部活動指導員の活用、それから、こちらの県教委としては調査報告書などの作成の削減等を行っていきたいと思っております。

最初にありました上限規制のことですけれども、私どもとしても文科省のほうから示されている目標というものは意識して目標設定に当たるべきかなと考えましたので、3年間の取り組みの中で、具体的な先ほどの取り組みの策を検証しながら、毎年度に取り組み状況を確認しながら、目標達成に向けて取り組みたいと考えているところです。

○委員長代理 ありがとうございます。

委員、よろしいですか。

○委員 はい、ありがとうございます。目標達成、ぜひお願いしたいですが、これのあくまで平均値ということになっておりまして、恐らく平均ということは、多い人も少ない人もいるということなので、この時間外については、多い人、ここのフォローを並行に進めながら、進めていただくことをお願いをしたいということと、メンタルヘルスになった、

過労死、過労自死というような事例もまだあるわけですので、目標値はその平均ではないと思うんですけども、その多い方のフォローも含めて、並行して取り組んでいただきたいという要望をさせていただきます。以上です。

○委員長代理 教育委員会、よろしくお願いします。

○教育委員会 おっしゃるとおりの健康管理につきましては、管理職のほうを通じてしっかり指導してまいりたいと思います。

○委員長代理 それでは最後に三方目、委員から意見をいただいておりますが、本日御欠席ということですので、事務局に代読をお願いいたします。

○財政課長 委員から意見を3点いただいております、1点ずつ御紹介と部局からの回答をさせていただきますと思います。

まず、1点目です。代読いたしますと、平成31年から始まる森林環境譲与税及び新たな森林管理システムについて、恒久的なこの税が、全国で第4位の森林率を誇る島根県の災害防止や地球温暖化防止等の森林の持つ多面的機能の役割発揮はもちろん、林業が就労先の選択肢の一つとなり、人口減少の一助となれるよう、中長期的な計画のもと、山林所有者が希望を持てるような取り組みを、県の強力な指導力の発揮により展開されるようお願いいたします。県として、この税に対する中長期的な計画はどのような計画か、お聞かせ願います。

また、新たな森林管理システムは市町村中心に展開されますが、各地域の特色を生かしたシステムとなるよう、町村の取り組みの支援・指導についてもお聞かせ願いますということです。

農林水産部から回答を申し上げます。

○農林水産部 2点、御意見いただきまして、1つ目は、森林環境譲与税の中長期的な計画ということです。

森林環境譲与税が今年の4月からスタートする予定ですがけれども、全国にはいろいろな市町村があります。森林の状況、木材産業についていろいろな市町村がありますので、かなり税の使途という意味では幅広くなる、森林管理システムに直接使うだけではなくて、いろんな用途に使えるような制度設計になると伺っております。

一方で、島根県内ですけれども、委員御指摘のとおり、非常に森林の豊かな森林県として、循環型林業の発展ということによりまして、県を挙げて全体で取り組んでいます。中長期的な税の活用のあり方につきましては、そういった県全体の目標と、市町村の御意向

をしっかりと考慮しながら、議論を進めていきたいと考えています。

2つ目ですけれども、森林管理システムを各地で特色を生かしたシステムとなるように御指摘でした。

もともと森林、木材産業、それに関する行政は県のほうで一元的にやってきておりまして、市町村のほうに今、専門の職員がほとんどいないという状況です。そのため、この4月からは、一般社団法人島根県森林協会に森林経営推進センターというものを新設いたしまして、そこで、その協会のところで県全体の森林管理システムを一元的に運用し、そこに市町村の職員にも関与していただきながら、早く市町村にそういった専門的な知見を供与しつつ、県全体で森林管理システムを動かしていきたいと考えています。以上です。

○財政課長 委員からの意見、2点目でございます。島根県のみならず、地方の大きな課題は人口減少であり、これについてさまざまな対策が計画されております。平成31年度当初予算の雇用対策、産業人材の確保育成で、UIターン就職支援専門の大手人材ビジネス会社と連携し、都市部の専門人材の県内製造業への移転促進とありましたが、どのくらいの実績になったのか、教えていただきたいと思っております。

商工労働部からお答えをいたします。

○商工労働部 御説明申し上げます。

本事業では、大手人材ビジネス会社と連携し、専門人材を獲得するための手法を習得するセミナーの開催や、転職サイトに求人情報等を掲載し、サイトを通じて得られる転職希望者の反応を踏まえ、求人情報の内容をブラッシュアップする事業を実施いたしました。また、東京において転職イベントも開催したところです。以上の事業の実績ですが、参加企業25社、これらの参加企業に採用が決定した件数は、2月末現在で9名となっております。以上です。

○財政課長 委員からの御意見、3点目です。資料6で御説明したわくわく島根生活実現支援事業についての御質問ですが、国の方針に沿った計画であり、今回の事業について特に意見はありません。今後さらにこれをもとに継続的な計画がなされることを期待して、意見を述べさせていただきます。

1点目、今回の事業では東京23区に限定されておりますが、島根県は西日本エリアであり、獲得は厳しい印象を受けます。やはり大阪、広島、九州なども検討されるべきだと思います。

2点目、若者に限って考えれば、地方から都会へ出てから5年間の生活をしていけば、

愛着、惰性などにより、地方への選択肢は少ないように思います。首都圏にとどまるのではないのでしょうか。若者の離職傾向として、5年以内の人が多くことは御承知のこととは思いますが、早い人で半年未満の人もあるようです。よって、5年以内の人についても検討されるべきだと思います。

3点目、返還について、移住してから5年以内に転出した場合とされておりますが、一度受け取ったお金を返還するのは、つなぎとめる手段ではあると思いますが、心理的に重荷と感じられます。また、全額返済されるか、未収となる可能性が高いように思います。できれば最初に一部を、5年後に残りというようにできれば、目標になるように思います。以上です。

地域振興部から回答をさせていただきます。

○地域振興部 それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の御意見に対してですが、東京圏以外でも、大阪、広島、九州なども対象地域として検討すべきという御意見でした。本県へのU I ターンの状況から見ますと、大阪や広島にも広げて検討するという御意見は妥当かと思えます。ただ、本事業は、東京圏への過度な一極集中の是正という国としての大きな課題への対応策として、交付金の支給も含めて打ち出されたものでありますので、まずは東京圏を対象とした範囲で実績を見ながら、必要に応じて対象地域の拡充などの制度の見直しを求めていきたいと考えております。

それから、2点目ですが、5年以内の方も対象とすべきではないかという御意見でした。これにつきましても、国のほうとして5年以上という条件が定められておりますので、今の段階でこれを緩めるということは現状できないことになっております。ただ、出身者の方以外でも、いわゆるIターン、島根県出身者以外の方で東京在住の方も対象となっておりますので、実際にこの事業をスタートして、事業の実績を見ながら、これにつきましても必要に応じて対象地域の拡充あるいは年数の短期化などについても制度の見直しを求めていきたいと考えております。

それから、3点目、実際にさらに転出をされてしまった場合に返還義務が生じるということについてですが、これにつきましても、国のほうの条件として、移住支援金の分割支給はできないと明記されております。実際に返還を求められるのは支給事務をされる市町村ですので、そうした面での負担は重いと思いますが、そうした返還事案や未収金の状況などを見ながら必要に応じて、支給方法などについて制度の見直しなどを求めていく考え

です。以上です。

○委員長代理 ありがとうございます。

以上が事前にいただいております意見ですが、これからは、平成31年度当初予算あるいは県政にかかわることを広く捉えていただきまして、委員の皆様から活発に御意見をいただければと思います。

よろしければ、御発言されたい方は挙手をいただきまして、私から当てさせていただきます。

では、委員から、お願いします。

○委員 済みません、私も資料6のほうでの質問なのですが、移住支援金のところで、都道府県がマッチングサイトに移住支援金の対象として登録した法人とあります。これは県のほうがいろんな法人を登録するのでしょうか。それとも、各法人が公募なりなんなりで登録してほしいという申請をするのでしょうかという質問が1つです。

島根県においては、国の要件を満たす中小企業等であれば、全ての産業分野の法人を支援対象とするということについては大賛成です。あと、返還のところですね、移住支援金の申請から1年以内に就業した法人を辞職した場合とありますが、その登録された、ある法人に就職して、どうしても合わずに、例えば県内の違う法人に職をかえる場合ですね、その場合は返還の対象にはならないのでしょうかということです。

○委員長代理 ありがとうございます。

では、地域振興部から、お願いします。

○地域振興部 それでは、お答えをいたします。

まず、マッチングサイトについてですが、これはふるさと島根定住財団が既に設けておりますマッチングサイト、くらしまねっとというのがありますけれども、こちらのほうに既に求職のマッチング機能を持たせております。これを改修いたしまして、国が求める基準に合致したような仕様で、実際にそこに求人登録は、企業を募集して、いただいたデータをもとに定住財団のほうでそのマッチングサイトに登録をしていきます。それを見ていただいた方が求職で応募いただくというような形になります。

それから、返還についてですが、仮に転職をされた場合ということですが、これは救済措置がありまして、居住している市町村を出ない、転居しないという範囲で継続して就業される場合については、返還の対象ではないというような救済条件がありますので、そのような措置になろうかと思えます。

○委員長代理 委員、よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。県内ではなくて、市町村ですね。市町村から出る場合はだめなのですね。例えば、浜田市に就職した人が、次、益田市にとか、出雲市にとかいう場合は、やっぱり返還の対象になるということですか。

○委員長代理 地域振興部、お願いします。

○地域振興部 この返還を求めるのは、支給事務をされている市町村ということになりますので、例えば浜田市に最初に県外から転入してこられて、その方がお隣の益田市に転出された場合、これについて返還を求められるかどうかは、浜田市のお考えに基づくということになるかと思えます。ただ、原則はそうですけれども、いろいろな事情があつて、これについても救済条項もありますので、先ほどのような仕事の関係で転居されるような必要が生じた場合などについては、その救済条項を適用させて、何らかの措置を行うという方向で進めるということになると思えます。

○委員長代理 よろしいですか。

では、ほかの委員から御意見ありますでしょうか。

では、委員さん、お願いします。

○委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、資料1の2の安全安心な県土づくりの件ですけれども、最近、再生可能エネルギーの国が推進している立場から、風車とか太陽光パネルがたくさんできつつあります。風車については、特に大型化しています。それについて、工事等で山等がすごく崩れたり、川が荒れるという問題点が一つと、古くなった風車がいろいろ壊れるというような問題がよく出てきます。その際の県の対応を何かお考えがあるかということが1点と、もう一つは、今度資料2の農林水産業の振興のことなんですけれども、県内は高校でも、出雲農林、松江農林さんは、美味しまね認証にどんどん毎年いろんな作物を出されます。そういった方が卒業されるのに、就農に関する何かいい手当があれば、ぜひお知らせいただきたいと思えます。以上です。

○委員長代理 1点目は、環境生活部になりますか、その風車の話ですが。

○委員 済みません、後で、文書回答でいいですよ。

○委員長代理 そうですか。環境生活部、よろしいですか。

○環境生活部 済みません、今、即答ができなくて申しわけございません。文書のほうで回答させていただきたいと思えます。

○委員 お願いします。

○委員長代理 2点目は農林水産部ですね。

○農林水産部 今、御指摘いただきましたとおり、出雲農林高校あるいは松江農林、県内の農林高校、非常に積極的に、前向きに農業に関する教育をしていただいています、委員御指摘のとおり、美味しまね認証ですとか、例えば出雲農林高校ですとグローバルGAP、こういったものの取得ということにも昨年こぎつけたということで、非常に我々としてもありがたいですし、いい方向に進んでいると思っております。

この方たちの就農ということに関して言いますと、これは生徒さんの資質の問題、一般論になりますけれども、なかなか高校生卒業してすぐに就農というのは難しいのかなと思っております、そういう就農という思いを持ちながらも、例えば農林大学校に進学していただいて経営面での基礎を学んでいただく、あるいは一度法人のほうに、県内の農業法人などで実践的なトレーニングを積んでいただいて、数年して資金的にもやや余裕ができた段階で就農していただく、そういったことがより現実的な場合が多いのではないかと考えております。我々も平成31年度からは、そういった就農の意思がありながらも、一回は迂回といいますか、大学あるいは法人、そういったところに就農される方たちにもしっかりと伴走支援をして、最終的な御自身の就農、そういったところまでこぎつけられるように、関係機関一体となって支援してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長代理 委員、よろしいですか。

では、次に参りたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員、お願いします。

○委員 直ちにお答えできないことはお答えしていただかなくて結構でございますので、最初のところで、行政の効率化、合理化の徹底についてということで、財政運営の指針の中に記載がございますけれども、事務のアウトソーシングなどにより業務を効率化・合理化すると、こう書いてあります。アウトソーシングというのは、いわゆる外部委託というふうな捉え方をすると、今、一あるものを、人のところにやりましたから業務効率化になりましたよねという観点では、何か少し寂しいな、こう思うところであります。全ての業務、いろんなことを観光振興で言えば、いわゆるホームページを見させていただきましたけれど、県がホームページ上に出す仕事をしなければいけないのか、そういう広報的なものは地域のDMOにお任せをしておけば、県の業務そのものはないのではないかなと、こう目にしたところであります。というのは、全ての業務について、恐らくかぶってやっていること

が多々あるのではないかなと。そういうことの業務を見直してみるとということが、業務の効率化やいわゆる合理化に当たるのではないかなと、こう思ったところであります。

もう一つは、A Iなどの取り組みがありましたら、これをお聞かせをしていただきたいなど、こう思うところであります。恐らく機械ですから、残業代も要りませんし、24時間彼らは動き続けるわけでありますので、非常に効率化じゃないかなと、こう思うところであります。

それからもう一つ、雇用対策について、建設業の担い手確保の育成というところで非常に盛り込んでありました。しかし、舗装事業というところに観点を移してみますと、我々業界の中でちょっと調べたところで、いわゆる25年度に発注が42億円弱あったように記載しております。今年度21億円、いわゆる半減しておるわけであります。ということは、工事費が半減していること、それから改築がありませんから、いわゆる若年層の雇用、それから技術の伝承ということが、仕事がありませんから技術の伝承ができないわけであります。今後、除雪要望があっても、なかなか期待に応えることのできない時期が、やがて近いうちにあるのではないかなと、こういうふうに思うところであります。

そうしたことを踏まえて、今、建設業がICT技術に業界として取り組んでおりますけれども、ICT技術の導入には大きな設備投資が必要になってまいります。技術の取得、資格取得支援でありますけれども、観点を変えていただいて、ICT導入への初期投資の助成というところに観点が移っていかないと、結局弊社では、今、設備投資を行ってやってくるわけでありますけれども、いわゆるもっと小さな企業にそのことの負担を求めると、恐らくそのことはならないのではないかなと。やがて廃業に、いわゆる舗装事業を切り離すということが起きますと、恐らく細かなところの除雪というのはできなくて、うちの会社は国道が1番で、その次は、2番目は県道でありますから、市のところにはなかなか行けないというのも現実があって、市の道路はずっと後回しになるわけですけども、ことしのように雪が降らなきゃそのことの心配もないのかもしれませんが、そういうことを少し考えていただきたいなど。

ちょっと長くなりますけど、もう1点、いわゆる中山間地域をいろんなことを手当てをしていきたいと思います、こういうことが記載が盛り込んであります。三江線が廃線になりました。この次はJR西では富山の線と、その次が木次線だそうであります。ということは、あと2番目で廃線の危機が訪れるということで、それで観光列車のトロッコ列車のいわゆるディーゼル車というか牽引車が、やがてどうも車検というのかな、点検とか、それにも

うどうも耐えられないのではないかというようなことを、J Rさんのところをのぞいてみると、いうことになっております。ということは、県としてJ Rが廃線すると手を挙げてからでは、もう手の打ちようがないわけであります。ただ条件のいい形で物事を進めなければなりません。ということは、中山間地域の足の確保をいかに捉えるのかという観点から、3つほどお願いをしたいと思っております。

○委員長代理 ありがとうございます。

それでは、最初の行政効率化の御指摘について、お願いします。

○人事課 先ほど御質問いただきました、まず行政の効率化・合理化ということで、こちらについてはアウトソーシングということで一言で書いておりますけれども、御指摘のように、これは機械的に一対一で出すということだけではなくて、一つ一つ見ながら、御指摘のありましたように外に効率化のために出すということとあわせて、この業務を効率化できるのかどうか、あわせてこの業務自体をもっと減らすことができないかといったことは一つ一つ見ながらやっていきたいと思っております。今後とも一つ一つ見ながら効率的に、業務事態を点検しながらやっていこうと考えております。

それから、A Iのことに关してお答えします。御指摘のように今、A Iということで人工知能、それからR P Aということでロボティック・プロセス・オートメーションというようにことでも、A Iは人工知能で学習していくということなんですけれども、R P Aという分野も、大量の機械的なものについて行政の分野でも効率化できるのではないかと、使えるのではないかとということで、各自治体に広まっております。

島根県においても、今、各部署に意見を出してもらいまして、例えば総務事務ですとか、A Iを例えば音声認識ですとか、いろいろな分野でこれから活用していこうということが期待できるところでして、今、意見を各部署からいただきまして、検討チームもつくり、予算を確保しながら、来年度本格的に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長代理 委員、よろしいですか。

○委員 結構でありますけれども、もともと業務を減そうとするときに、今ある業務を半分ぐらいにするような勢いで物事を考えないと、少し減りましたよね、みたいなものは小手先だけであって、何さら実態は変わらないというような気がいたします。頑張ってくださいと思います。

○委員長代理 では、その次の御質問にあった、I C Tの技術取得支援ですね、この助成

については。

○土木部 建設業の関係、特にICTについての御提案でした。

ちょっと紹介をさせていただくと、資料3の44ページを見ていただくと、従来から行っている事業で、しまねの建設担い手確保・育成事業というものがあります。この事業の中で、建設業に関して特に担い手が不足しているということもあって、今回新規の項目を4と6ということで書かせていただいています。御指摘いただいたのは6に関連がありますが、今回まず、このICTに関しては、そういう講習を開いて技術者を育成していこうということで、新たに取り組むところです。御提案がありました設備投資に対する助成については、御存じだと思いますが、国の経済産業省等で一部補助制度があります。ただ、それで本当に足りているのかどうかということも、今後土木部として検討していきたいと思えます。以上です。

○委員長代理 よろしいですか。

最後の御質問にあった中山間地域については、地域振興部でよろしいでしょうか。

○地域振興部 失礼します。

御質問のあった中山間地域の中のローカル鉄道の話について御説明させていただきたいと思えます。

御承知のように、ちょうど1年前に三江線が廃止になりまして、新たな代替交通で、バス交通に転換という事態になっております。おっしゃるように、木次線は、JR西の管内の中では利用者が少ないという状況になっております。木次線、地元の高校生の通学でありますとか通勤とかいったことの利用がありますので、県としましても通学・通勤の手段として確保できるように、昨年、新たに地元で沿線の市町とともに利用促進の協議会が立ち上げられておりまして、県も商工労働部と地域振興部がともに参加しまして、まず利用者を増やしていくということで、そういった事態にならないようにはまず取り組んでおりますし、また観光面、当然地元沿線人口は減少していますので、地元の利用者ばかりではなく、観光客の利用も増やしていくようにいろいろなイベント等を地元でもやっておられますし、そういったところにも協力しながら、一緒になって取り組んでいます。

トロッコ列車につきましては、かなり老朽化をしておりますので、いろいろ部品を調達しながら、少しでも長くなるように今、JRとも話をしながらやっておりますけれども、その後継を、同じような列車にするのか、また新しいものにするのかといったところは、地元と、それからまたJRといろいろ協議を続けていると伺っておりますので、県としまし

ては、地元の意見を聞きながら、どういった対応ができるか一緒になって考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長代理 よろしいでしょうか。検討の継続をよろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

委員、お願いします。

○委員 それでは、ちょっと数ありますけれども、短く質問します。

まず第1点は、観光のところで出てますが、空港の問題。空港の駐車場についてちょっとお尋ねしたいんですね。もうとにかく満員です、満車です。そして若い方は遠いところから空港まで荷物を持って歩けますが、高齢者は歩けないんですよ。探しても駐車場がなくて、一番奥の駐車場から大きな荷物を持って空港まで、乗るとこまで来なきゃならなくて、非常に大変です。

今、駐車場無料ですよ。果たして無料がいいのかどうか。全てを有料にするかはまた検討の余地あるんでしょうけれども、いい場所へ停めたいと思う高齢者はいっぱいいるんです。でも、空いていない。だったら、そのいい場所は有料でもいいから、高齢者が使えるような形、障がい者が使えるような形をぜひとっていただきたいと思います。もう足が痛くなって荷物一つ持って歩くのが大変で、みんな愚痴っております。

それと、あとその駐車場に県外ナンバーの車が非常に多く停まっております、これは何なんだろうと思いつつも見ております。案外あそこへとめて観光に歩いているのかもしれないと思ったり、何であんなに県外ナンバーがあるんだろう。やっぱり無料だと、停めておけば無料なのでという点もあるのかなという思いも持ったりしております。駐車場の問題は非常に大切なことでして、今、高齢者用駐車場は満杯で全然入れませんので、御配慮いただきたいと思います。

それから、支援が必要な若者への就労支援ですけれども、身の回りにも8050問題で、年老いた親のもとに、もう50歳になる子どもが同居していて、引きこもっているという方も結構見受けられまして、私も関心があって行政のほうとも話を今しております。農業体験したり、職場で一緒にとともに触れ合ったりしながら、少しずつ人に慣れていってほしいなという思いがあります。で、就労につながっていけば、福祉の世界は、結構年寄りさん優しいですので、お話し相手したり、肩たたいてあげたりということで、案外入ってきやすい世界なのかなと思っております。

そういう中で、居場所の確保や社会体験などの取り組みを行う市町村を支援とあります。

実は、市町村に1カ所だけそういうところがあっても、もうとてもとてもだめで、あの人たちは歩いて行く人が多く車に乗れません。移動は自転車か歩くかなんです。だからその人たちが行くためには、せめて旧市町村に1個ぐらひはそういう場が欲しいなと思います。行政に支援する形だと、行政の感覚で事を進めていきますので、そこら辺はダイレクトにNPOとか、そういう関心のあるところには、手を挙げたときにおろしていくということが可能かどうかということの一つお尋ねしたいと思っています。

それから、ちょっと数が多くてごめんなさい、中山間地域の中で離島対策、29ページですが、生活交通の確保のためにということもしっかり書いてありまして、なかなかこれが進んでいない市町村が多うございます。うちはたまたまその中間支援センター的な立場で、今非常に忙しいんですよ、問い合わせに答えて、これ誰から頼まれてやってるわけでもなくやってまして、うちみたいな団体が中間支援センターに手挙げたらいいのかなって思うんですが、県に質問すると、その質問メールでしてください、ホームページで答えますと。それっていいのかなって。みんなに普遍的な質問ならホームページで回答してもいいけど、本当に小さな、個々の質問なら、すぐ電話で答えてもらえてもいいのではないかと。行政は、そこら辺のやろうとする県民の意欲をそがないように対応していただけたらいいかなという思いを持っています。

それから、介護人材が不足しています。これについて、研修ができるところが幾つかありますけれど、大体朝から晩まで研修をするという形です。資格を持った人を確保しないと介護の現場は動きません。ただし、子どもを抱えていて、幼稚園に送り出した後なら受講できますとか、何時までならできますっていうお母さんは結構いるんです。だけど、朝から夕方までの研修だと受けられないんです。ですから、ちょっと時間をこう短くして、日にちを長く工夫してやるような研修を企画すれば、案外地域で受けてくれる方はいらっしやるのかなという気はしております。

最後の、介護のこの研修の予算ってどんなふうに動いているのか。一民間がこんな形の、ちょっとユニークな形の時間編成して、内容はしっかりカバーしますが、やりたい言ったときに可能なのかどうか。本当に今働いていない人たちを呼び込まないと、現場は成り立たないという現実があります。何とかやりたいなという思いはあります。

○委員長代理 ありがとうございます。

では、1点目から。空港の駐車場についてですが土木部でよいでしょうか。

○土木部 土木部です。出雲空港の駐車場が不足しているということについては、いろい

ろなところで御意見をいただいています。

それで、来年度ではなくて、今年度の予算の中で出雲空港の奥のほうに公園がありますが、その公園を潰して200台の増設をすることになっています。ちょっと工事のほうが遅れておまして、年度内にはできないのですが、来年度の早い時期にその200台は拡張がされます。

ただ、それで終わりでいいのかということもありますので、増設した後の状況も見ながら、御指摘がありました有料、無料という話も含めて、これは継続的に検討していく必要があらうかと思っておりますので、状況を見ながら引き続き検討していきます。

○委員 高齢者への配慮をお願いします。

○土木部 はい。あと、高齢者の方については、ターミナルビルの近くに、思いやり駐車場を、今回、もう少しわかるように整備をすることにしておりますので、そういった観点も含めて。

○委員 あるんですが、満杯で入れないんです。

○土木部 あそこも今回広げる予定にしていますので。

○委員長代理 では、2点目、就労支援についてはどちらから。健康福祉部。

○健康福祉部 失礼します。

若者の就労支援という観点、特にひきこもりの方ということだったと思いますが、こちら資料に出ておりますのは、特に青少年という観点だけ区切って資料としてお出ししているということでありまして、ひきこもりという方に関しましては、年齢層もさまざま幅広い状況があります。こういった方々にさまざまな社会体験をしてもらうという観点で言えば、NPOの方でもいいですし、民間の企業でもオーケーですので、そういったところに出ていく場ということをしっかりつくっていきたくと思いますので、また御相談をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長代理 では、3点目、委員からいただいた中山間地域の話ですね。

これは、地域振興部でいいですか。

○財政課 ちょっと調整しますので、後で。

○委員長代理 わかりました。では、また後で。

それでは、最後にいただいた介護人材不足の話ですね。

これは、健康福祉部ですね。

○健康福祉部 介護人材の、特に研修の部分での御意見について、高齢者福祉課から回答

させていただきます。

委員おっしゃるように、介護現場は大変人手不足でして、また、資格が要る職種もあります。そのために今御指摘がありましたように、例えば初任者研修とか、実務者研修とか、日数のかかる研修が多くあります。今おっしゃいましたように、子育てとか、そういう世代の方々に研修が受けれるように今なっていないという認識をしております。すぐに何ができるかわかりませんが、実際に研修をしている機関と相談しながら検討してみたいと思います。御意見ありがとうございました。

○委員長代理 いいですか。

3点目の中山間地域について人事課からですか、お願いします。

○人事課長 失礼いたします。

先ほど、中山間の関係でお話をいただきました。職員は誠実な対応をとというような御意見をいただいたと思います。私も県職員として、地域の皆さんとしっかり寄り添って、御意見をしっかり伺いながら、ともにこの県を支えていくということが非常に大事だと思っております。私どももいろいろな機会で職員の資質向上という意味で研修等も行い、またそれぞれの職場でそういった意識の徹底を図っておりますけれども、本日いただいた御意見をまた踏まえながら、日々の業務の中でしっかりそういった意識を醸成するように管理職一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長代理 県民のさまざまなニーズがあると思いますので、きめ細かい対応をよろしくお願いします。

委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長代理 それでは、委員、お願いします。

○委員 それでは、1点だけ、ちょっとマニアックな質問かも知れませんが、資料3のページ87、ナンバー177に関連して御質問をさせていただきます。

まず、島根県の財政でございますが、知事、職員の皆様も本当に御努力によりまして、大変改善されていると判断ができると思いますが、それとはまた別途、特別会計についても同じような、ある意味、問題が抱えているのではないかとされておりまして、いわゆる簡易水道を始めとして、老朽化等に対してどういうことかという問題、そこで平成27年1月、総務省の通達によりまして、平成27年度から平成31年度までを集中取扱期間と

して、平成32年度から企業会計を適用するというふうに一応決まっておるといふか、通達が出ておるように理解しております。それに関して、多分この177で、流域下水道特別会計ということで予算措置がとられているように理解しておるんですが、まず1点の御質問は、平成27年から今までの取り組みですね、特に固定資産台帳等が大きな問題だろうと思いますので、それを中心にしてどのように進展をしておるのかという点が、1点目の御質問です。

2点目は、今度は予算額になるんですが、一般会計と特別会計の予算の支出の考え方が、どういふものが特別会計の中で予算を実施するのか。一般会計としてはこういうもので、例えば固定資産税調査なんかは特別会計でやらずに一般会計でやれたら、ちょっとマニアックな質問で恐縮ですが、考え方があれば御回答いただければありがたいということでございます。

○委員長代理 これは会計の観点のお話で、下水道がその例ということですね。

○委員 下水道課のほうで、多分、流域下水道についてはやっておられるので、そこを管轄するところがどこということなので、多分そこで、土木課のほうでわかるのではないかと思います。

○委員長代理 土木部でいいですか、お願いします。

○土木部 それでは、お答えします。

87ページの資料ですけれども、なかなか下水道に関しては皆さんのなじみがないと思うので、ちょっとだけ説明すると、下水道事業というのは基本、市町村がやっておられます。県がやっているのは流域下水道ということで、具体的に言うと松江に東部処理場というのがあって、出雲に西部の処理場というのがあるのですが、その市町村がやっている下水道の汚水とかの処理を、その処理場でやっているというのが県のこの下水道事業の状況です。お話がありましたように、国からの指導もありまして、平成32年度から公営企業化をするということで、今その準備作業を進めております。

1点目の御質問にありました調査の状況ですが、平成27年度から固定資産のいろいろな評価を順次やってきておりまして、現在これまでに整備をしてきた資産についての調査がほぼ終わっておりまして、あと毎年毎年少しずつ改良をしていますから、今年度は、今年整備をするようなものの調査をしているという状況です。

それから、この会計の関係の考え方について御質問ありましたが、基本は、下水道に関しては特別会計で全てやっているということです。大まかに言うと、下水道事業というの

は、国からの交付金と、それから市町村、具体的に言うと安来市、松江市、出雲市の3市が関係するわけですが、この3市からの負担金で基本は賄っています。ただ、一部交付税措置がされている県で負担すべきものがありますので、そういったものは一般会計から特別会計へ繰り出しという形でやっていますが、基本は特別会計の中で自転をしているということです。以上です。

○委員長代理 ありがとうございます。

委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長代理 それでは、委員、お願いします。

○委員 済みません、失礼します。私からは、地域経済の中長期的な成長を確保していくという観点から、今回の平成31年度の予算について若干の意見と、質問は2つぐらいさせていただきます。

意見としましては、財政運営全般につきましては、この間、大分長い間取り組んでいたことで、県債残高が着実に縮減してきているということは、非常にいいことだというふうに思っております。そのもとで、当県はさまざまな課題があると思うんですけれども、住みやすさなどの点では定評のある県だというふうに思います。前にも申し上げたんですけれども、県債負担、公債費というのは、公債の残高を減らす費用と、それから利払いをやっていく費用の合計でございます。県債の金利のもととなるのは国債金利でありますけれども、これは今、10年国債でゼロであります。この状態というのは少し長い目で見ればずっと続くようなものではないという可能性がございますので、将来の利払い負担を早いうちから縮減しておくという意味では、今やられているような取り組みを不断に取り進めていくという必要があるというふうに思います。

施策自体については、経済の中長期的な成長との関係で言うと、2つぐらいの大きなテーマにしっかり対応されているかなという感じがいたします。1つは、少子高齢化、人口減少への対応でございますが、やはり人手が減って供給制約が出てくる中で、需要、これは人口の年齢構成が変わってきますから、需要の内容も変わってくることに応えていかなければいけないというようなところでございますけれども、その需要・供給両面の課題につきまして、デジタル技術の発展もうまく使いながら乗り越えられようとしているかなというふうに思います。この辺は、典型的には観光のところで動画配信ですとか、SNSですとか、さほど予算もかからず効果が大きいようなことをやられているかなという感じが

します。この分野は多分、日進月歩だと思いますので、今後も新たな活用の仕方をまた考えていただければと思います。

もう一つ、その中長期的な成長の観点から言うと、自然災害への対応ということでございまして、島根県も、昨年だけで見ても、地震もありましたし、豪雨の影響も受けて、経済にも一定の影響があったというところがございます。防災・減災というものが経済の持続的成長という観点からも大事だということを再認識したところがございます、この点についても相応の手当てをされているのではないかというふうに思っています。

質問のほうでありますけれども、2つであります。1つは、施策でいうと海外展開の支援についてのところなんですけれども、割と即物的な質問になってしまいますが、タイのバンコクのほうに島根・ビジネスサポート・オフィスを設置されて、海外展開企業を支援していくというふうなことを書かれておりますけれども、御質問は、バンコクのほかにもこういう現地の海外展開企業の支援といったようなことをやるためのオフィスがあるのかどうかという事実確認と、どうしてタイに、バンコクに置かれているのかというようなところにつきまして、背景などあれば教えていただきたいということであります。

2つ目でありますけれども、子育て支援ですとか女性活躍推進に関しまして割と大きな施策を打たれているというのは、非常によいのではないかなというふうに思います。この点に関して、先ほどお話もちょっと出てましたけれども、働き方改革につきましては、大企業についてはこの4月以降実施でありますけれども、中小企業については来年の4月以降順次実施というふうに聞いています。

この働き方改革の内容は、長時間労働を是正して、子育てだとか介護などの事情がある人もなるだけ働きやすい環境をつくっていくという意味で、御本人もそうなんですけれども、企業にとっても人手の確保に資する面があるというふうに思うんですが、実際に中小企業の方にお話を聞いていると、やはり人手不足の中で大企業ほど社内で人繰りをつけるのが難しいためということではないかと思っておりますけれども、どちらかというとなんか不安の声が強いような印象も受けています。

この不安なんですけれども、時間外勤務規制などはそれなりに専門的な内容もありますので、制度内容を知らないのが漠たる不安を持っているというような面と、制度内容は知ってるんだけど、非常に対応が厳しいので不安になっているというような面と、両方あり得るかと思えます。この働き方改革自体は国の政策に関する事項であって、前段の、制度を知らしめるということについては、厚生労働省や中小企業庁なども取り組まれて

いると思いますけれども、県のほうでもし、その漠たる不安への対応みたいなことに何か取り組まれようとしているようなことがあるようであれば、教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長代理 では、1点目の海外展開に関して、商工労働部。

○商工労働部 海外展開支援についての御質問ですが、実際に県の事務所として支援センター的に設けておるのはタイだけです。それとタイも、タイ国内だけではなくて、基本的にはASEANをにらんで、その一つの拠点として考えております。その背景としては、当然タイというのは日本の企業が早くから進出している中で、日本とのつながりが深い、かつ経済的にも安定している中で、ASEAN全体の足がかりとしても一つのステップになるということも踏まえて、そういったところに展開しているというところですよ。

それから、中小企業の人手不足に対して、そのとき働き方改革の視点での不安にどう応えていくのかという御質問ですが、我々商工労働部、いわゆる企業支援という立場の中で、中小企業が今回の働き方改革の法案について非常に不安を持っておられるということは、以前から企業に聞いております。我々としてもそこに対してどう支援ができるかということとは常に課題として思っております。そのためにはやはり働き方改革も一つは生産性の向上による人手不足への対応であったり、あるいは人材育成といった視点での人手不足への対応といったようなところもありますし、そういったところで、いわゆる経営基盤の体制に対しての支援といったこともやっております。また、その専門家を派遣して、経営者のほうが働き方改革に対していろいろと、どちらかという働きやすい職場づくりという視点がちょっと強くなるのですが、そういった意味でのCEさんの派遣をしたりとか、そういった意味での企業への支援というのをやっております。

具体的には、個別にはそういった支援をしておりますが、さらにそういった全体的にはセミナーであったりとか、そういったことは支援団体等と一緒にあって、これからも中小企業を細かくしっかりと支援できるようにやっていきたいと思っております。以上です。

○委員長代理 ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。

○委員 よくわかりました。どうもありがとうございました。

○委員長代理 委員、まだ御発言いただいておりますのでお願いします。

○委員 よろしくをお願いします。

インバウンド観光についてご提案いたします。

現在、県立美術館で「北斎展」が開催されており、私どももお手伝いさせていただいておりますが、予想をはるかに超える大盛況ぶりとなっております、土日だと駐車場が足りなくなるほどの入込客数となっております。これから10年かけて永田コレクションを順次公開されるとお聞きしていますので、今後が非常に楽しみです。インバウンドの観点からも、日本に興味を持つ訪日外国人観光客にとって、「北斎」は松江城や足立美術館よりもメジャーなコンテンツなのではないかと思えます。北斎作品を10年かけて企画展のみで順次公開するのではなく、ぜひ常設もされては如何でしょうか。「日本の島根県には、北斎コレクション年中見ることができる美術館がある」ということを、松江城や足立美術館とともにセットでPRしていけば、島根県を訪れる観光客数の増加に必ずつながると思えます。今後の島根県の観光PRには、ぜひ「神々」や「ご縁」に加えて、「北斎」という強力なコンテンツを活用されるようご提案します。

○委員長代理 ありがとうございます。

では、県立美術館について、お願いします。

○文化国際課 失礼します。

北斎展、本当に私たちも想像以上の入り込みということで、大変盛況をいただいております。まして喜んでおります。

御意見いただきましたように、確かにすばらしい作品で、これから10年間ぐらいをかけて次々とやっていくというような計画で、今、美術館のほうおります。どうしても北斎の作品というのを、展示しておりますと傷むといたしますか、どうしてもその辺りのところを配慮しながら展示していく必要があるかと思っております。永田生慈さんから寄贈いただいた大切な作品ですので、そのあたり、専門の学芸員、それから専門家の意見をお聞きしながら、できる限りインバウンドの対策にも資するような形での展示を美術館と一緒に考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長代理 いいですか。

それでは、一通り委員の皆さんから御発言をいただきました。時間も迫ってきておりますが、これだけは言っておきたいという方がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

私から一つだけ言わせていただきますと、私もこの場に何回か出させていただいておりますが、「検討します」という回答をよくいただきます。実際その検討がどうなったかということは恐らく次の会議の資料には盛り込まれていると思うのですが、必ずしもそれが伝

わってこない部分もございますので、全部とは申しませんが、「検討します」と今回御回答いただいた事柄についての進捗については、また何らかの形で御報告いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

その他、事務局、執行部から何かございますでしょうか。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

知事、もし御感想などありましたら、お願いいたします。

○知事 一言御挨拶を申し上げます。

本日、委員の方々からいろいろな御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。いずれも貴重な御意見でございまして、予算の執行や今後の施策の検討に生かしていきたいと考えております。

さて、この会議は、私が知事になりました平成19年の6月に第1回会合を開催し、以降、本日まで32回の会議を開催させていただいたわけであります。振り返りますと、平成19年ごろの県財政は、単年度で200億円台後半の収支不足が見込まれ、二、三年後には県の基金が枯渇するという、大変厳しい状況にありました。このため、改革推進会議を設けまして、県の財政運営のあり方についての御意見や、財政の健全化方策についての御意見、御提言をいただいていたのであります。

そして、県では、この会議からの御提言などを踏まえまして、平成19年に財政健全化基本方針を策定し、県民の方々の御理解を得ながら、行政の効率化、スリム化、2番目に事務事業の見直し、3番目に財源の確保という取り組みを進めてきたのであります。これらによりまして、県財政は平成29年度に収支均衡を達成し、基金の積み立ても160億となり、財政健全化は相当程度進んだと考えております。

これまで委員の皆様より、それぞれの御立場から貴重な御意見をいただきましたが、こうした成果をおさめることができましたのも、皆様方の御見識によるところが大変大きかったと考えておるところでございます。

最後になりますが、私自身について一言御挨拶を申し上げます。

4月29日に私は知事としての任期が3期、12年で終わることになりまして、退任をするということでございます。皆様には大変お世話になったわけございまして、改めまして御礼を申し上げまして、私からの御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○委員長代理 知事、ありがとうございました。知事のもとでの改革推進会議は、これを

もって最後になります。改革推進会議としまして、長きにわたりまして県政を安定的に担っていただきましたことにお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

○知事 ありがとうございます。

○委員長代理 皆さん、よろしければ拍手をお願いいたします。（拍手）

それでは、以上で終了になりますが、最後に1点だけ。委員からいただいた風車の御指摘については後日、担当部局から御回答をよろしくをお願いいたします。

それでは、以上で会議を終了いたします。本日は、ありがとうございました。